

クレジットカード払い 業務用商品決済サービス利用に関する追加規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

クレジットカード払い 業務用商品決済サービス利用に関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」において、クレジットカード払いによる業務用商品販売を行う加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)及びクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。当該加盟店においては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、基本規約及びクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定めるもののほか、すべて基本規約及びクレジットカード規約で使用したものと同一の意味を有するものとします。

- (1) 「利用契約」とは、本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約及び当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件並びに商品代金集金委託規約、基本規約及びクレジットカード規約を含みます。
- (2) 「本サービス」とは、当社が加盟店及び加盟店の顧客(以下「顧客」といいます)に提供するサービスであって、「クロネコ web コレクト」クレジットカード払いにおいて、業務用商品の商品代金決済を行えるようにするものをいいます。
- (3) 「業務用商品」とは、事業者向けの商品をいいます。

第2章 加盟店の義務等

第3条(加盟店の義務)

加盟店は、基本規約第5条第2項(6)に定める「特定商取引に関する法律」に基づく表示は、業務用商品の販売時においても記載するものとします。また、その内容を厳守するものとします。

2 加盟店は、クレジットカード規約第17条に定める事項は、業務用商品の販売時においても守るものとします。

第4条(支払いの種類)

加盟店のクレジットカードによる販売代金の支払の支払区分及び回数は、クレジットカード規約第5条第2項に定めるものとします。

2 加盟店は、前項の規定に拘わらずカード会社との契約等により、お取扱いできない場合があることを予め承諾します。

第5条(当然終了)

加盟店は、利用契約の全部又は一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することを予め了承し、これに異議を申立てないものとします。

第3章 その他

第6条(ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約及びクレジットカード払い利用加盟店規約の準用)

その他本規約に定めのない事項については、基本規約及びクレジットカード払い規約の定めが準用されるものとします。但し、これらの規約と本規約の内容が抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

付 則 本規約は2023年1月1日に改定
ヤマト運輸株式会社

クレジットカード払い 越境決済サービス利用に関する追加規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

クレジットカード払い 越境決済サービス利用に関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」において、クレジットカード払いによる海外向け通信販売を行う加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)及びクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。当該加盟店においては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、基本規約及びクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定めるもののほか、すべて基本規約及びクレジットカード規約で使用したものと同一の意味を有するものとします。

- (1) 「利用契約」とは、本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約及び当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件並びに商品代金集金委託規約、基本規約、クレジットカード規約を含みます。
- (2) 「本サービス」とは、当社が加盟店及び加盟店の顧客に提供するサービスであって、「クロネコ web コレクト」クレジットカード払いにおいて、海外向け通信販売の商品代金決済を行えるようにするものをいいます。

第2章 加盟店の義務等

第3条(加盟店の義務)

加盟店は、基本規約第5条第2項(4)に定めるとおり、本サービスの対象となる商品については、原則として当社及びヤマトグループの運送サービスを利用して発送するものとします。なお、当社及びヤマトグループ以外の運送サービスを利用する場合は、加盟店の責任において商品の輸送可否、配送国での輸入可否について事前確認を行い、輸送及び輸入禁制品、制限品等が含まれないことを確認の上で申込むものとします。

2 基本規約第5条第2項(5)に定める1決済の取扱い上限金額については、配送国や輸送サービスによって別途規定がある場合は、それに従うものとします。

第4条(支払いの種類)

加盟店のクレジットカードによる販売の支払の支払区分及び回数は、クレジットカード規約第5条第2項に定める支払種類のうち、1回払いのみとします。

2 前項の規定に拘わらずカード会社との契約等により、お取扱いできない場合があることを予め承諾します。

第5条(当然終了)

加盟店は、利用契約の全部又は一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することを予め了承し、これに異議を申し立てないものとします。

第3章 その他

第6条(ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約及びクレジットカード払い利用加盟店規約の準用)

その他本規約に定めのない事項については、基本規約及びクレジットカード払い規約の定めが準用されるものとします。但し、これらの規約と本規約の内容が抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

付 則 本規約は2023年1月1日に改定
ヤマト運輸株式会社

クレジットカード払い チケット決済サービス利用に関する追加規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

クレジットカード払い チケット決済サービス利用に関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」において、クレジットカード払いによるチケット等の販売を行う加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)及びクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。当該加盟店においては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、基本規約及びクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定めるもののほか、すべて基本規約及びクレジットカード規約で使用したものと同一の意味を有するものとします。

- (1) 「利用契約」とは、本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約及び当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件並びに商品代金集金委託規約、基本規約、クレジットカード規約を含みます。
- (2) 「本サービス」とは、当社が加盟店及び加盟店の顧客に提供するサービスであって、「クロネコ web コレクト」クレジットカード払いにおいて、第3条に定めるチケット等の商品代金決済を行えるようにするものをいいます。

第3条(適用商品)

本規約は、加盟店によるチケット等の販売に伴って発生する代金の決済に適用するものとします。但し、加盟店は、販売するチケット等及びその販売に伴って発生する代金について、事前に申請した上当社の承認を得るものとし、当社に申請したサービス内容を遵守するものとします。

2 本規約におけるチケット等とは、商品又は役務の提供を加盟店等に対して請求することが可能な証券等をいい、当該証券等を所有又は所持する者が加盟店等の商品又は役務の提供者に対してこの証券等を提示することにより効力を発するものをいいます。

第2章 加盟店の義務等

第4条(加盟店の義務)

加盟店は、本サービス利用にあたり、当社及びクレジットカード規約第2条(6)に定めるカード会社の承認を得るものとします。

2 加盟店は、年間利用料等の長期又は継続的な役務を提供するチケット等を取り扱うにあたっては、契約期間中に顧客が中途解約等の請求及び未経過分料金の返還を請求する場合、あるいは加盟店の都合により役務の提供を中止・延期する場合の手続について、「特定商取引に関する法律」に基づいて、媒体へ適切な表記を行うものとします。なお、当該手続において、加盟店はその全てに責任をもって対応するものとし、当社に一切迷惑をかけるものとし、

3 加盟店は、前項の事由等による顧客との紛争が解決しない場合は、商品の提供開始日から顧客が中途解約等を加盟店に申し出た日までの期間に相当する額を日割計算した金額を顧客が支払った年間利用料等から除いた残金を返金するものとします。

4 加盟店は、顧客がチケット等の転売により営利を得ることを目的として購入することを知りながらチケット等を販売してはならないものとします。

第5条(支払いの種類)

クレジットカードによる販売代金の支払の支払区分及び回数は、クレジットカード規約第5条第2項に定める支払種類のうち 1 回払いのみとします。

2 前項の規定に拘わらずカード会社との契約等により、お取り扱いできない場合があることを予め承諾します。

第6条(通信販売の制限)

加盟店は、次に該当するチケット等の通信販売を行う場合、それぞれに記載の条件を遵守するものとします。

- (1) 年間利用料等の長期又は継続的な役務を提供するチケット等におけるサービス提供期間は1年以内とします。
- (2) 前号に該当するチケット等の代金決済については、その1決済あたりを10万円とします。
- (3) 鉄道又はバスの乗車券等の代金及び諸手数料の決済については、サービス提供期間に拘わらず、その 1 決済あたり

の上限を10万円とします。また、同一日、同一売場における同一顧客への販売は1回のみとします。

- (4) 前号に該当する鉄道又はバスの乗車券等の代金決済に際しては、乗車券等の表面余白に「C制」印を印字するものとします。

第7条(債権買戻し)

加盟店は、利用契約に定める事項のほか、以下の事情が判明し、当社から債権買戻しの請求を受けた場合、当然に債権の買戻しが行われることに予め同意するものとします。

- (1) 本規約第4条及び第6条に違反して通信販売が行われたとき

第8条(当然終了)

加盟店は、利用契約の全部又は一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することを予め承し、これに異議を申し立てないものとします。

第3章 その他

第9条(ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約及びクレジットカード払い利用加盟店規約の準用)

その他本規約に定めのない事項については、基本規約及びクレジットカード払い規約の定めが準用されるものとします。但し、これらの規約と本規約の内容が抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

付 則 本規約は2023年1月1日に改定
ヤマト運輸株式会社

クレジットカード払い オプションサービス利用に関する追加規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

クレジットカード払い オプションサービス利用に関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」クレジットカード払いにおいて、クレジットカード情報を利用したオプションサービス(以下「本サービス」といいます)を利用する加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)及びクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。当該加盟店においては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、基本規約及びクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定める「利用契約」のほか、すべて基本規約及びクレジットカード規約で使用したものと同一の意味を有するものとします。

- (1) 「利用契約」とは、本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約及び当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件並びに商品代金集金委託規約、基本規約、クレジットカード規約を含みます。

第3条(本サービスの内容)

当社が提供する本サービスの具体的内容は、以下に定めるとおりとします。

- (1) 顧客のクレジットカード番号等(以下「顧客データ」といいます)を登録・保持・管理することにより、基本規約及びクレジットカード規約に定める注文時のオンライン決済を提供するサービス
 - (2) 前号にて取得した顧客データを照会・修正・削除するサービス
- 2 加盟店は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
- (1) 本サービスは当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
 - (3) 顧客データについて、加盟店に対して提供する範囲は当社が定めること

第2章 加盟店の義務等

第4条(加盟店の義務)

加盟店は、本サービスを利用するにあたり基本規約第18条に定める加盟店ID及びパスワードの管理のほか、基本規約第11条に定めるオンライン接続に関して暗号装置等による安全管理措置を講じ、本サービスへの誤操作、不正アクセス、不正使用等の防止に努めなければなりません。

2 加盟店は、加盟店ID又はパスワードの盗難又は第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第5条(利用料金)

加盟店は、本サービスの利用に関して別途当社が定めるオプション料金を、毎月月末に締め切り、基本規約第8条の規定に基づき支払うものとします。

第6条(当然終了)

加盟店は、利用契約の全部又は一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することを予め了承し、これに異議を申し立てないものとします。

第3章 免責等

第7条(当社の責任)

当社は、登録された顧客データについて、加盟店が支障なく本サービスを利用できるよう、善良な管理者の注意義務をもって保管し、本サービスを運営するものとします。

第8条(顧客データの保管)

当社は、登録された顧客データについて、加盟店により本サービスを通じて400日以上利用されない場合、当該顧客データを削除することができるものとします。

2 加盟店は、事由の如何を問わず、利用契約又は本規約の全部又は一部が終了した後は、本サービスにおいて登録した顧客データを当社が当社所定の方法で消去することに予め同意するものとします。なお、当該顧客データが削除されたことにより加盟店が被害を受けたとしても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

第4章 その他

第9条(本サービスの利用終了について)

加盟店及び当社は、本サービスの利用を終了する1ヶ月前までに、相手方に書面で通知することにより、本サービスの利用を終了することができるものとします。但し、終了を希望する日が月末日でないときは、その希望日が属する月の末日をもって終了するものとします。

第10条(ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約及びクレジットカード払い利用加盟店規約の準用)

その他本規約に定めのない事項については、基本規約及びクレジットカード払い規約の定めが準用されるものとします。但し、これらの規約と本規約の内容が抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

付 則 本規約は2023年1月1日に改定
ヤマト運輸株式会社

クレジットカード払い IVR 決済サービスに関する追加規約

第1章 総則

第1条（本規約の適用）

クレジットカード払い IVR 決済サービス(以下「本サービス」といいます)に関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」において、クレジットカード払いを IVR 決済により行う加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)及びクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。本規約と基本規約及びクレジットカード規約の間に相違がある場合、本規約が優先して適用されるものとします。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定める「利用契約」のほか、すべて基本規約及びクレジットカード規約で使用したものと同一の意味を有するものとします。

- (1) 「IVR 決済」とは、本規約に従い、当社が加盟店に提供する IVR(自動音声応答システム)にて行うクレジットカード決済をいいます。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約及び当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件並びに商品代金集金委託規約、基本規約、クレジットカード規約を含みます。

第3条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスの具体的内容は、以下に定めるとおりとします。

- (1) 加盟店の電話受注において顧客が商品代金のクレジットカード払いをご希望の場合、当社が加盟店に提供する IVR 上に、顧客がクレジットカード番号・有効期限等の情報をプッシュボタン操作で登録し、カード番号等に加盟店のオペレータが一切触れることなく決済が完了するサービス
- 2 加盟店は、以下の事項を予め了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 本サービスは当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
 - (3) 加盟店に対して提供する顧客データの範囲は当社が定めること

第4条（本サービス利用契約の成立）

加盟店は、当社が予め加盟店に交付した見積書及び申込書を確認した上で、本サービスの利用契約の申込みを行い、当社がこれを承認した時に契約が成立するものとします。承認しない場合であっても、当社は、その理由を説明することを要しないものとします。

- 2 加盟店は、本サービスの利用契約の申込に際して、申込内容や提出書類に虚偽又は事実と反する記載がないことを表明及び保証します。
- 3 本規約と見積書及び申込書の定めが異なる場合は、見積書及び申込書が優先して適用されるものとします。

第5条（サービスの種別と内容）

加盟店は、本サービスを利用するに際し、回線共用契約又は回線専有契約のいずれかを選択するものとします。

- (1) 回線共用契約は、当社が提供する回線を他の回線共用加盟店と共用するものとします。回線共用契約は、利用回線が他の加盟店との共同利用であり、加盟店に係る着信・発信を保証するものではありません(ベストエフォート方式をとるものとします)。回線共用契約における加盟店が利用できる回線数は、回線の増設工事をする際にやむをえず加盟店の回線数を制限する必要がある場合など、回線数を増減する正当な理由がある場合には、当社の判断によりその回線数を増減することができるものとします。なお、加盟店が回線共用契約を選択した場合は、上記事項を十分に理解し、予め了承した上で、回線共用契約の選択をしたものとみなし、これに異議を述べることはできないものとします。
 - (2) 回線専有契約は、当社が保有し、加盟店が利用するサービスに必要な回線数を当該加盟店のみが利用するものですが、過度の通信量があった場合は、当該加盟店に係る着信・発信を保証するものではありません。
- 2 当社が提供する本サービスの具体的な内容・仕様等は、見積書において定めるものとします。

第2章 加盟店の義務等

第6条（加盟店の義務）

加盟店は、本サービスを利用するに伴い、加盟店の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合又は加盟店が第三者の行為により損害を被った場合、自己の責任及び負担をもって処理及び解決するものとします。

2 加盟店が本サービスを利用して顧客に提供する情報及びその内容について、当社は一切免責され、これらに起因して発生する加盟店又は第三者の損害についていかなる責任も負わないものとします。

3 加盟店は、その責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、当社に対して当該損害の賠償を行うものとします。

第7条（利用料金）

加盟店は、本サービスを利用するにあたり別途申込書及び見積書で定める初期費用及び月額費用は、当月分を、基本規約第8条に定める方法によって支払うものとします。

2 当社は、見積書に記載された利用開始予定日、又は実際の利用開始日のうちいずれか早い日の属する月より初期費用及び月額費用を請求するものとします。また、月額費用は本契約が終了するまで、実際の本サービス利用の有無に拘わらず発生するものとします。なお、加盟店は、別途加盟店の要求により本契約の契約内容の変更等が行われ、追加料金が発生した場合は、追加料金発生月より、変更等をする前の月額費用に併せて支払うものとします。

3 加盟店は、月額費用の算定について、当暦月の1日から当暦月の末日までを1料金月とし、契約終了日が月途中の場合でも、当該月について1料金月分の料金を支払うことについて予め同意するものとします。

4 加盟店は、基本規約第28条に定める本サービスの中断があった場合においても、利用料金の全額を支払うものとします。但し、本サービスについて中断が長期間に亘り、かつ、本サービスの中断について加盟店に帰責性がない場合には、日割り計算を基準として計算した金額をお返しするものとします。

第8条（期限の利益）

加盟店が第7条の利用料金の支払いをその履行期限までに行わないときは、加盟店は、当社に対する業務委託料その他全ての債務について当社からの通知催告なくして当然に期限の利益を失い、当社に対してその債務の全額を直ちに支払わなければならないものとします。

第9条（費用負担）

加盟店は、自らが本サービスに付加することを希望した各種サービス費用、工事料、使用する回線に関する通信料及びその他加盟店の個別の申込みにより発生した料金又は費用等を負担するものとします。

第10条（本サービス専用 web 画面）

当社は、加盟店の本サービス専用 web 画面利用に必要なユーザ ID 及びパスワード等を、1加盟店につき1組（1ユーザ）提供するものとします。加盟店は、当社より付与されたユーザ ID 及びパスワード等を第三者に開示、貸与、共有又は共用等せず、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む）するものとします。

2 当社は、加盟店のユーザ ID 及びパスワード等が漏洩等し、加盟店又はその他の第三者が損害を被った場合であっても一切の責任を負わないものとします。但し、当該漏洩等が当社の責めに帰すべき事由により発生した場合にはこの限りではないものとします。

3 加盟店は、本サービス専用 web 画面を利用するにあたり、加盟店自らの固定グローバル IP アドレス（以下「固定 IP」とする）を、登録した上で利用するものとします。

4 前項に拘わらず、加盟店が、固定 IP 登録を行わず、本サービス専用 web 画面の利用を希望する場合も、加盟店は、本サービスを利用できるものとします。但し、この場合、加盟店は、加盟店の管理外の端末からも本サービス専用 web 画面にアクセスすることによるセキュリティリスクを引き受けるものとし、当社は、固定 IP 登録なしによる本サービス専用 web 画面の利用することにより発生する損害について如何なる責任も負わないものとします。

第11条（サービスの変更）

加盟店が、本契約の契約内容（契約種別等）の変更を希望する場合、第12条（サービスの解約）に則り本契約を解約し、改めて、加盟店が希望する内容の契約の申込みを行うものとします。

2 前項の定めにかかわらず、加盟店が回線数の増加を希望する場合については、当社と協議の上、変更届又は覚書等の書面を作成することをもって変更できるものとします。

3 第1項の定めにかかわらず、加盟店は、当社が認める場合には、本契約を解約せずに、本契約の契約内容の変更届又は覚書等の書面を作成することをもって、契約内容を変更できるものとします。

第12条（サービスの解約）

本契約期間は、加盟店が本サービスを利用開始した日から、別途見積書に記載する最低契約期間が経過するまでの期間（以下「本契約期間」といいます）とします。

2 前項における「加盟店が本サービスを利用開始した日」とは、見積書に記載された本サービスの利用開始予定日、又は実際の本サービス利用開始日のうちいずれか早い日の属する月の初日をいうものとします。

3 本契約期間の満了1ヶ月前までに、加盟店又は当社のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合は、本契約はさらに3ヶ月間延長されるものとし、以後同様とします。

4 加盟店又は当社は、本契約を解約する場合は、解約する日の1ヶ月前までに相手方に書面又は電子的手段をもって通知するものとします。

5 加盟店から当社への通知は、当社所定の解約書の送付によるものとします。

6 本契約期間中に本契約が加盟店から解約された場合、加盟店は本契約の解約をした日を含む月から本契約期間が経過する日が属する月までの残月分の利用料を支払うものとします（第3項により更新された後の場合を除く。）。この場合、残月分の利用料の支払いは第7条に沿って行うこととします。

第13条（秘密保持及び個人情報の保護）

加盟店及び当社は、商品代金集金委託規約第14条において秘密保持義務を、商品代金集金委託規約第15条において個人情報の保護義務を負うものとします。

2 加盟店は、開示した秘密情報及び個人情報について、必要な保護措置を行ったうえで本サービスの安定運用や改善を目的として、本サービスの利用状況等を把握するための資料等として利用する場合があることについて同意し、顧客からもその旨の同意を得た上で本サービスを利用するものとします。

第14条（情報提供）

加盟店は、本サービスに関する加盟店の業務において、広告・宣伝等により過度の着信が予想される場合は、事前に当社に通知するものとします。

第15条（再委託）

1 当社は、サービスの一部又は全部を第三者へ再委託できるものとします。

2 当社は、再委託先において本契約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第16条（免責事項及び損害賠償額の制限）

当社は、以下の事由により加盟店等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 本サービス設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (2) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスのサービス設備への侵入
- (3) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ないサービス設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (4) 本サービス設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア)及びデータベース等に起因して発生した損害
- (5) 本サービス設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (6) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (7) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的な処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分
- (8) 当社の責によらないその他の事由

2 当社が加盟店に対して負う損害賠償の範囲は、当社の責に帰すべき事由により加盟店に直接かつ現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は当該事象の発生した月の月額費用の1ヵ月分を超えないものとします。なお、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益について、当社は損害賠償責任を負わないものとします。

3 本条の規定については、本サービスの利用契約終了後においても効力を有するものとします。

第17条（知的財産権）

加盟店は、本規約に基づき、本サービスを利用するものであり、加盟店は本サービスに関する知的財産権及びこれに関する法的利益一切を取得することはできないものとします。

第18条（当然終了）

加盟店は、利用契約の全部又は一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することを予め了承し、これに異議を申立てないものとします。

第3章 その他

第19条（ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約及びクレジットカード払い利用加盟店規約の準用）

その他本規約に定めのない事項については、基本規約及びクレジットカード払い規約の定めが準用されるものとします。但し、これらの規約と本規約の内容が抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

付 則 本規約は2023年1月1日に改定
ヤマト運輸株式会社

クレジットカード払い タブレット決済サービスに関する追加規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

クレジットカード払い タブレット決済サービス(以下「本サービス」といいます)に関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」において、クレジットカード払いをタブレット決済により行う加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)及びクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。基本規約及びクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定めるもののほか、すべて基本規約及びクレジットカード規約で定めたものと同一の意味を有するものとします。

- (1) 「タブレット決済」とは、本規約に従い、当社が加盟店に貸与する専用のタブレット端末により行うクレジットカード決済をいいます。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本サービスを利用するために必要な本規約及び当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件並びに商品代金集金委託規約、基本規約、クレジットカード規約に基づく契約の総称をいいます。

第3条(本サービスの内容)

当社が提供する本サービスの具体的内容は、以下に定めるとおりとします。

- (1) 加盟店の電話受注において顧客が商品代金のクレジットカード払いをご希望の場合、当社が加盟店に貸与する専用のタブレット端末に、加盟店が顧客のクレジットカード番号等(以下「顧客データ」といいます)を登録・保持・管理(以下「登録等」といいます)することにより、加盟店に顧客データが保持されない形で決済を提供するサービス
 - (2) 前号にて登録等をした顧客データを照会・修正・削除するサービス
- 2 加盟店は、以下の事項を予め了承の上、本サービスを利用するものとします。
- (1) 本サービスは当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
 - (3) 加盟店に対して提供する顧客データの範囲は当社が定めること

第4条(申込事項)

加盟店は、当社が指定した申込書を提出することにより、本サービスの利用契約の申込みを行い、当社がこれを承諾した場合、タブレット決済が利用できるものとします。加盟店は、本サービスの利用契約の申込に際して、申込内容や提出書類に虚偽又は事実と反する記載がないことを表明及び保証します。

第2章 加盟店の義務等

第5条(加盟店の義務)

加盟店は、クレジットカード規約第7条第7項において規定された手順をタブレット決済利用時においても厳守するものとします。

- 2 加盟店は、本規約に定める事項を遵守するものとします。

第6条(利用料金)

加盟店は、本サービスを利用するにあたり、別途申込書及び見積書で定める初期費用及び月額費用を、基本規約第8条に定める方法によって支払うものとします。

2 当社は、第15条に定める契約が開始する日の属する月より初期費用及び月額費用を請求するものとします。また、月額費用は、利用契約が終了するまで、実際の本サービス利用の有無に拘わらず発生するものとします。なお、加盟店は、別途加盟店の要求により利用契約の契約内容の変更等が行われ、追加料金が発生した場合は、追加料金発生月より、変更等をする前の月額費用に併せて請求するものとします。

3 月額費用は、次の各号に定める方法で算定します。

- (1) 当暦月の1日から当暦月の末日までを1料金月とする
- (2) 契約終了日が月途中の場合は、当該月についての料金は発生しない

第7条(期限の利益)

第6条で定めた利用料の支払いが履行されないときは、加盟店は、当社に対する利用料その他全ての債務について当社からの通知催告なくして当然に期限の利益を失い、当社に対する利用料その他全ての債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第8条(個人情報取扱い)

加盟店は、クレジットカード決済を行うにあたり顧客データを保持してはならないことを認識し、本条第2項以降の定めを遵守するものとします。

2 加盟店は、加盟店の保有する機器・ネットワークにおいて顧客データの「保存」「処理」又は「通過」をしないこととします。万一加盟店が顧客データを「保存」「処理」又は「通過」したことにより、顧客データの漏洩が発生した場合、加盟店は、これによって生じた一切の損害について責任を負うものとします。

3 加盟店は、加盟店が顧客に代わり、顧客のクレジットカード番号、会員氏名及び有効期限を入力する場合、必ず当社が本規約第7条に基づき加盟店に貸与したタブレット端末を利用することとします。

4 加盟店がやむを得ない理由により一時的に紙媒体に顧客データを記録した場合、当該媒体は利用後、速やかにシュレッダー・焼却・溶解のいずれかの処理を行い顧客データが判別できない状態にするものとします。

5 加盟店は、加盟店の役員及び従業員等に対して、顧客データのセキュリティに対する重要性及びタブレット端末使用の必要性を認識させるものとします。

6 加盟店は、タブレット決済で利用するタブレット端末の管理方法・外部持出し制限等、タブレット端末の取扱いについてルールを定め、加盟店の役員及び従業員等に遵守させるものとします。

第3章 タブレット端末の利用等

第9条(端末貸与の内容)

本サービスの実施のため、当社が提示したタブレット端末候補の中から加盟店が希望した端末を当社が加盟店に貸与し、第15条に定める利用契約期間中、加盟店が当社に対して同契約において定めた利用料を支払うことを約して、当社は、加盟店に対して加盟店の希望したタブレット端末を貸与するサービスを提供します。

2 端末の故障や当社都合により貸与した端末を交換したときは、交換後の端末が利用契約の対象端末となります。

3 加盟店は次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) タブレット端末を譲渡、転貸又は担保に供する行為
- (2) タブレット端末を分解、解析、改造、改変等して引渡時の現状を変更する行為
- (3) タブレット端末に添付されているプログラムの全部又は一部の解析・改造・複製・改変・第三者への売却・譲渡又はプログラムに関する著作権を侵害する行為
- (4) タブレット端末の海外での使用

第10条(契約満了時の端末の取扱い)

当社は、本サービスの利用契約の契約期間満了の2ヶ月前までに加盟店へ契約期間の満了予定を通知するものとします。契約満了の1ヶ月前までに、加盟店から書面による別段の申入れがない場合は、契約満了月の翌月からさらに2年間自動的に延長されるものとし、以後の期間満了に際しても同様とします。この場合において、当社は、契約満了となる月内に、既に貸与しているタブレット端末に代わる新規端末を送付するものとします。加盟店は、当社が指定する期日までに、別途当社が通知する方法にて貸与されていた端末を返却するものとします。加盟店が対象端末を当社が指定する期日までに返却しない場合には、加盟店は、別途見積書及び申込書において定めた遅延損害金を支払うものとします。

2 対象端末の返却後、当社にて返却された端末の確認を行います。対象端末に加盟店の責による毀損等が発見された場合、その修理及び交換に要する一切の費用を加盟店が負担するものとし、当社からの費用請求に対して速やかに支払うものとします。

第11条(中途解約時の端末の取扱い)

加盟店が本サービスの利用契約の中途解約を希望する場合は、1ヶ月前までに当社へ通知し、当社が指定した解約届を提出するものとします。

2 前項の解約届の提出後、加盟店は当社が指定した期日までに、別途当社が通知する方法にて当社から貸与されていたタブレット端末を返却するものとします。当社が指定する期日までに端末の返却がされなかった場合、加盟店は、別途見積書及び申

込書において定めた遅延損害金を支払うものとします。

3 加盟店が利用契約を中途解約する場合には、中途解約により契約が終了する日の属する月から起算して契約満了する月までの残月数に応じて、別途見積書及び申込書において定めた解約金を直ちに支払うものとします。

4 対象端末の返却後、当社にて返却された端末の確認を行います。対象端末に加盟店の責による毀損等が発見された場合には、その修理及び交換に要する一切の費用を加盟店が負担するものとし、加盟店は、当社からの費用請求に対して速やかに同請求額を支払うものとします。

第12条(端末毀損時の対応)

本サービスの利用契約中の端末に不具合、故障、毀損及び滅失等(以下「不具合等」といいます)が発生した場合、加盟店は、直ちに当社が定める連絡先へ通知するものとします。

2 当社が加盟店から利用契約中の端末の不具合等の通知を受領した場合、その内容に応じて対応をいたします。交換が必要な場合、加盟店は、当社の指定する期日までに不具合等の生じた端末を当社に返却するものとし、当社は加盟店に代替端末を納品するものとします。

3 端末に発生した不具合等が加盟店に起因しない理由によるものであり、且つ不具合等の発生が契約期間中であった場合には、既存の端末を無料で交換できるものとします。

4 前項の定めにかかわらず、端末の不具合等が契約期間経過後に発生した場合、加盟店の使用上の誤り若しくは不当な修理や改造による不具合等の場合、水漏れや全損の場合その他無料による交換をすることが明らかに適さない場合、又はその他加盟店に起因する不具合等である場合には、その修理及び交換に要する一切の費用を加盟店が負担するものとし、加盟店は、当社からの費用請求に対して速やかに同請求額を支払うものとします。

5 加盟店が当社の指定する期日までに不具合端末を返却しない場合、別途見積書及び申込書において定めた遅延損害金を支払うものとします。加盟店は、当社が指定する期日以降に返却があった場合においても遅延損害金の支払義務を免れないものとします。

第13条(端末紛失時の対応)

本サービスの利用契約中の端末を盗難又は紛失した場合、加盟店は、直ちに当社が定める連絡先へ通知するものとします。当社が加盟店から利用契約中の端末の盗難又は紛失通知を受領した場合、新規端末の調達に要する一切の費用を払うことを条件に、交換品を納品します。

2 盗難又は紛失を理由として交換品の送付を申し込まれた後に、盗難又は紛失した端末が発見された場合であっても、加盟店は速やかに発見された端末を当社へ返却するものとします。この場合、加盟店は、当社の指定する期日までに発見された端末を当社に返却するものとします。なお、盗難又は紛失した端末が発見された場合であっても、加盟店は、新規端末の調達に要する一切の費用の支払い義務を免れないものとします。

第14条(端末確認)

加盟店は、当社が貸与している端末について当社が定める方法にて端末を管理するものとします。当社は、貸与を行っている端末の状況の確認を年1回実施します。加盟店は、当社が指定した方法にて管理している端末情報を当社が指定する期日までに当社所定の方法にて通知するものとします。

第4章 契約期間等

第15条(契約期間)

本サービスの利用契約の契約期間は、当社又は当社指定の場所から加盟店へ向けタブレット端末を出荷した日より起算して2年間とします。

第16条(当然終了)

加盟店は、利用契約の全部又は一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することを予め承し、これに異議を申し立てないものとします。

第17条(契約内容の変更)

加盟店は、契約申込書の記載内容に変更がある場合は、事前に当社が指定する変更届を提出するものとします。

第5章 その他

第18条(ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約及びクレジットカード払い利用加盟店規約の準用)

その他本規約に定めのない事項については、基本規約及びクレジットカード払い規約の定めが準用されるものとします。但し、これらの規約と本規約の内容が抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

付 則 本規約は2023年1月1日に改定
ヤマト運輸株式会社